

インドネシア情報レポート

(2024年10月30日)

(公財)大阪産業局 インドネシアビジネスサポートデスク

PT. JAC Consulting Indonesia

2024年10月20日、インドネシアに第8代大統領としてプラボウォ・スビアントが就任しました。同日ジャカルタの国民協議会にて、貧困・汚職撲滅と食糧・エネルギーの自給について決意表明しました。翌21日プラボウォ大統領によって任命された大臣48名、副大臣56名もジャカルタにて就任式を行いました。この中で注目が集まったのは、省庁及び大臣の増設・増員です。これにより政府機構の効率や権限の重複などが懸念されています。また、今回の就任に伴い各省庁の現場担当者・責任者の入れ替えなどにより、許認可手続きの遅延が起り始めています。新政権による政策や企業・個人への影響に注目が集まっています。

今月はインドネシアの社会保険・健康保険の加入義務と内容について説明します。まずインドネシアでは Badan Penyelenggara Jaminan Sosial (BPJS) と呼ばれる保険への加入を義務付けています。BPJSには2種類あり、BPJS Kesehatan (健康保険) と BPJS Ketenagakerjaan (社会保険) の2種類です。

まず健康保険ですが、公共機関・民間企業などで就労する全ての従業員が対象であり、雇用主が加入登録を行う義務があります。月収の5%が保険料、最大保険料が IDR 600,000 と設定されています。健康保険のカバー範囲ですが、基本的には BPJS 対象病院であれば医療費100%を保証されます。実際には処方箋のビタミンやサプリメントには適応されない等、完全な保証ではないとされています。因みに駐在員含めた外国人の加入義務は7ヶ月以上のインドネシアでの就労を行う場合に義務となります。

続いて社会保険ですが、こちらも健康保険同様、公共機関・民間企業などで就労する全ての従業員が対象であり、雇用主が加入登録を行う義務があります。社会保険は、JKK (労働災害保険)、JHT (養老保険)、JP (年金保険)、JKM (死亡保険) から構成されていて、それぞれ細かく保険料の計算式が定められています。また駐在員含めた外国人の加入義務は7ヶ月以上のインドネシアでの就労を行う場合に義務となります。

このように仕組み上は日本のような保険制度が定められています。しかし実用面ではまだまだ改善点が多く、今後保険料や適用範囲の見直しが行われると予想されます。